

## 仕様書

### I. 業務概要

#### 1. 業務名称

令和7年度北川村脱炭素先行地域事業等推進支援業務

#### 2. 業務目的

本村は、環境省が実施する脱炭素先行地域の公募に民間事業者と共同で応募し、村全体で脱炭素化を推進するモデルとして令和5年4月28日付けで脱炭素先行地域に選定されたところである。

本業務は、本村が提案した『持続可能な人口1,000人の村』モデル構築に向けた北川村版脱炭素事業推進プロジェクト（以下、北川村版脱炭素事業という）の円滑かつ効果的な実施にあたり、事業計画に基づく事業推進や情報発信に係る支援等を行うものである。

#### 3. 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

#### 4. 業務内容

##### (1) 業務計画の作成

業務実施に際し必要な準備等を行い、業務計画書を作成する。

##### (2) 打合せ

本業に係る打合せは、業務着手時、(Web打合せ含めて8回程度)、成果品納入時の計10回程度とし、必要に応じて適宜実施する。

##### (3) 北川村版脱炭素事業の推進に係る支援業務

###### (ア) 設備導入支援

北川村版脱炭素事業に掲げる事業のうち、太陽光発電施設・蓄電池設備に係る事業について施設特性や地域特性を踏まえた効率的な整備方法を検討し、各施設の仕様・設計・事業性評価を行う。なお事業性評価の結果、導入困難と判断される設備がある場合は代替方策を検討すること。また、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用する事業については交付要綱及び交付要領に定める要件の適否を考慮し検討すること。

#### (イ) 村内外への情報発信

脱炭素先行地域は、特定のエリアの民生電力部門の取組を中心に、地域資源を最大限活用しつつ脱炭素と地域課題の解決を同時に実現する姿に加え、脱炭素先行地域以外への横展開の方策を示すことが求められている。そこで、効果的な情報発信及び普及展開方策（視察者受け入れ含む）を検討し、中期的な実施計画書（令和7～10年度を想定）としてまとめること。

また、村内の住民・事業者の再エネ等導入促進を図るため、北川村版脱炭素事業の概要や支援制度の概要をまとめたパンフレット（A4判縦4頁程度、見開きを想定）を作成し、編集可能なファイル形式で提出すること。住民・事業者向けに実施を予定している補助事業について、わかりやすいチラシ（A4判縦2頁程度を想定）を作成し、編集可能なファイル形式で提出すること。具体的な頁数・構成については担当者と十分協議のうえ決定すること。

#### (ウ) 今後の取組方策の検討、そのほか技術的支援

北川村版脱炭素事業の取組について、(ア)・(イ)の検討結果も踏まえつつ事業計画全体（事業計画及び提案書）を必要に応じて見直し、今後の方向性としてとりまとめる。事業計画の変更を行う場合は、(4)の委員会に諮るものとする。

また事業の推進にあたり国への報告資料の作成支援を行うこと。特に以下事項について担当者から情報提供を求められる場合があるため対応を検討すること。

- ・事業効果の算定（電力供給量、電力削減量、CO2削減効果の算定等）
- ・事業計画の見直しにあたり KPI の設定を変更する場合、その指標及び算定方法

#### (4) 北川村カーボンニュートラル推進委員会の開催支援

北川村版脱炭素事業の効果的かつ円滑な推進にあたり、共同提案者及び外部有識者等による北川村カーボンニュートラル推進委員会を実施する（委員名簿は別表のとおり。対面・Web 双方で参加可能な形式、計1回程度を想定）。また委員会当日は、共同提案者及び外部有識者等の参加を想定した現地視察会を実施し、その開催支援も併せて実施する。委員会の運営は以下も含めることとし、会議等で使用する Web 通信機器や消耗品、会議資料の印刷等の費用は原則受託者が負担する。なお、委員謝金については本村が負担する。

- ① 委員会・現地視察のスケジュール管理及び企画検討
- ② 委員会・現地視察準備（資機材、安全対策の準備を含む。ただし、現地視察に使用するバス等の車両は村が手配する）。なお、運転手の賃料（最大2万円程度/日）については受注者が負担すること。
- ③ 委員会・現地視察に関する資料作成
- ④ 会議での意見等への対応案の作成

- ⑤ 議事録の作成
- ⑥ その他必要な項目

#### (5) 報告書の作成

- ① 業務報告書：2部
- ② 関連資料：1式
- ③ 上記電子データ：1式

## II. 業務仕様

### 1. 適用範囲

仕様書に規定のない事項については、発注者と協議の上決定する。

### 2. 業務の実施体制

- (1) 本業務の趣旨、内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 発注者と随時打合せを行い、無理のないスケジュールで進めることができるようスケジュール管理を行うこと。

### 3. 業務の実施条件

- (1) 業務の実施に当たっては、発注者と十分協議し、基本的な方針について発注者の支持及び承諾を受けるものとする。
- (2) 業務の実施に当たっては、関係法令及び適用基準等を遵守すること。
- (3) 業務に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

### 4. 工程表等の提出

受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出し、発注者の承諾を受けること。

- ① 工程表
- ② 担当技術者一覧表

### 5. 成果品

- (1) 本業務の成果品は以下のとおりとし、業務履行期間終了までに発注者へ提出し、審査を受けること。
  - ・業務報告書：印刷物（A4版）2部、電子データ一式
  - ・4.（3）（イ）で製作したパンフレット・チラシのデータ一式
  - ・業務で用いた統計資料及び参考資料：電子データ一式（該当部分の抜粋で可）
- (2) 電子データのファイル形式は、原則、Microsoft 社 Windows10 上で表示可能な

Word/PowerPoint/Excel/PDF 形式とし、発注者と協議のうえ決定すること。

#### 6. 留意事項

- ・本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、完了検査をもって全て本村に移転する。
- ・受注者は、本村が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利について交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- ・受注者は本業務の全てを第三者に委託し、また請け負わせることはできない。
- ・本業務の成果品に対する受注者の瑕疵担保責任期間は、契約満了後 1 年間とする。

以 上

## 別表

No	区 分	所 属 等
1	学識経験者	高知工科大学システム工学群 教授
2	学識経験者	高知大学地域協働学部 准教授
3	高知県	高知県林業振興・環境部 環境計画推進課長
4	産業関係者	高知県農業協同組合北川支所 支所長
5	エネルギー供給関係者	四国電力株式会社高知支店 総務部 地域共生担当部長
6	エネルギー供給関係者	電源開発株式会社高知電力所 所長
7	金融機関	四国銀行田野支店 支店長
8	関係団体	北川村振興公社 理事長
9	関係団体	北川村社会福祉協議会 会長
10	関係団体	高知東部森林組合 代表理事組合長